

(ウ) 調査方法

調査方法は、表8.6-5に示すとおりであり、哺乳類は任意踏査（目撃法、フィールドサイン）、鳥類、爬虫類・両生類及びクモ類は目視確認、昆虫類及び土壌動物は任意採集により行った。

表8.6-5 陸上動物の状況の調査方法

調査項目		調査方法
陸上動物の状況	哺乳類	計画地内を踏査し、個体の直接確認による目撃法や、足跡、糞、食痕、爪痕、抜毛、掘り返し（モグラ塚等）を確認した。
	鳥類	計画地内における鳥類相を明らかにするため、任意観察による目視調査を実施した(写真8.6-1参照)。また、鳥類相だけでなく、繁殖状況の把握も行った。
	爬虫類・両生類、クモ類	計画地内における爬虫類・両生類、クモ類相を明らかにするため、踏査を行い、目視による調査を実施した。
	昆虫類	計画地内における昆虫類相を明らかにするため、任意採集(採集アミを用いる)による調査を実施した(写真8.6-2参照)。
	土壌動物	計画地内における土壌動物相を明らかにするため、任意採集(サンプルを持ち帰り室内で同定)による調査を実施した。



写真8.6-1 調査状況（鳥類）



写真8.6-2 調査状況（昆虫類）

イ. 現地調査

現地調査の結果は以下に示すとおりである。なお、注目される種の分布状況は資料編 p. 199 に示した。

(ア) 哺乳類

a. 確認種

現地調査により、計画地内において2目2科2種の哺乳類が確認された。(資料編 p. 187 参照)

既存資料調査でも痕跡が確認されているアズマモグラ及び既存資料調査では未確認のクマネズミが確認された。

b. 注目される種

確認された哺乳類のうち、文化財保護法に基づく天然記念物、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく国内希少野生動植物種、「報道発表資料 環境省レッドリスト 2019 の公表について」(平成 31 年 1 月 環境省)の記載種及び「東京都レッドリスト(本土部) 2020 版」(令和 3 年 3 月 東京都)の掲載種を抽出した結果、表 8.6-18 に示す1種が該当した。

注目される哺乳類の生態及び確認状況は、表 8.6-19 に示すとおりである。

アズマモグラは緑地(並木東側)の樹林内で確認された。

表 8.6-18 注目される哺乳類

No.	目名	科名	種 名	選定基準			
				①	②	③	④
1	モグラ	モグラ	アズマモグラ				※
計	1 目	1 科	1 種	0 種	0 種	0 種	1 種

注)選定基準

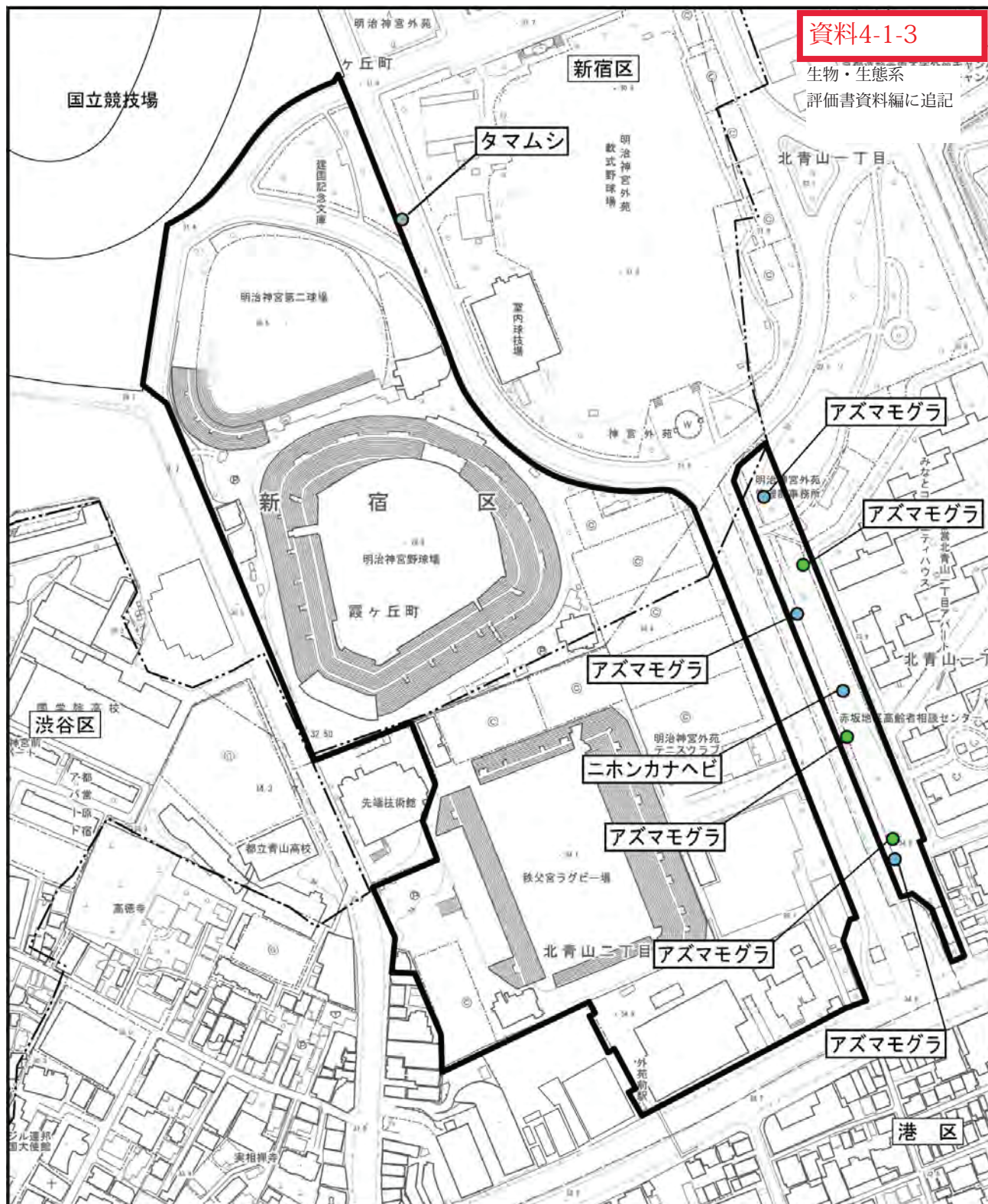
- ①文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)、東京都文化財保護条例(昭和 51 年東京都条例第 25 号)、新宿区文化財保護条例(昭和 58 年新宿区条例第 20 号)に基づく天然記念物
 - ②絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成 4 年法律第 75 号)に基づく国内希少野生動植物種
 - ③「報道発表資料 環境省レッドリスト 2019 の公表について」(平成 31 年 1 月 環境省)の記載種
 - ④「東京都レッドリスト(本土部) 2020 版」(令和 3 年 3 月 東京都)の区部に該当する掲載種
- ※:留意種(皇居や区部の公園などの都市部の緑地に住む個体群は、他の集団との交流がない孤立群なので、今後の生息の推移に留意する必要があるとされる種)

表 8.6-19 注目される哺乳類の生態及び確認状況

【種名】:	アズマモグラ(モグラ目モグラ科)	
【分布】:	本州、四国	
【形態】:	灰黒色で、トンネルを掘る手はグローブ状になり、尾は短い。平地から山地の耕作地や草地、樹林などの地下にトンネルを掘って生息し、トンネル内に落ちたミミズ類や昆虫類の幼虫などを餌とする。	
【確認状況】:	春季、夏季に緑地(並木東側)の樹林地内に痕跡(塚)が複数箇所確認された。	

出典:「レッドデータブック東京 2013」

注)分布及び形態は、「レッドデータブック東京 2013(本土部)」(平成 25 年 3 月 東京都)による。



凡 例

- | | |
|--|---|
| 計画地 | ● 春季 |
| 区界 | ● 夏季 |

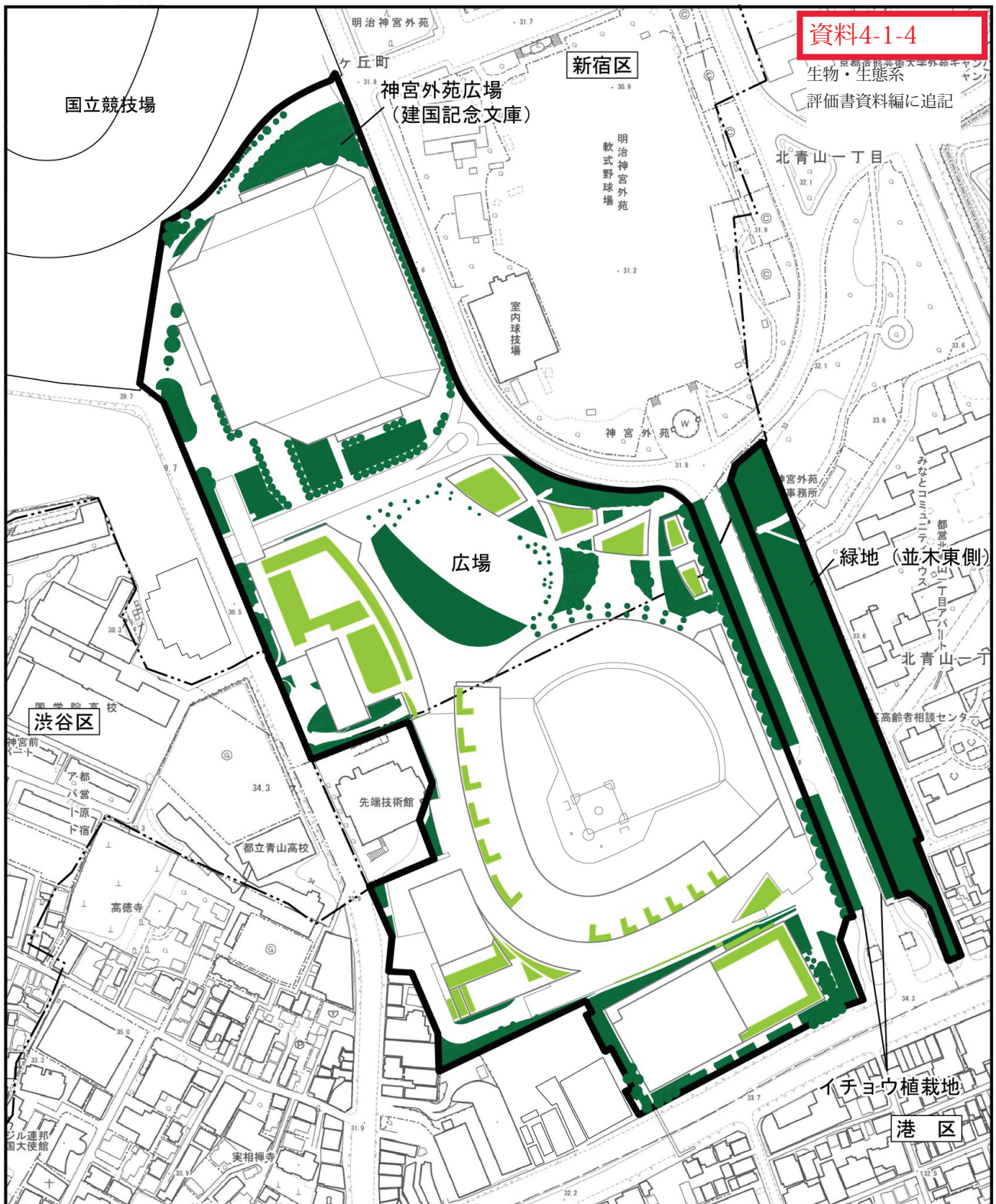


S=1/4,000

0 40 80 120m

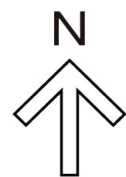
注1) 注目される種のうち、現地調査で確認された種の分布状況を示す。
 注2) アズマモグラ、ニホンカナヘビは中位消費者に位置づけられる(本編p. 308参照)

図2.4-1 陸上動物のうち注目される種の分布状況(現地調査結果)



凡 例

- | | | | |
|--|-----|--|-------|
| | 計画地 | | 地上部緑化 |
| | 区界 | | 屋上緑化 |



S=1/4,000

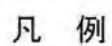
0 40 80 120m

注1) 評価書案 p.27「図 6.2-8 緑化計画図」をもとに作成した。

注2) 計画については今後変更の可能性がある。

図 2.4-2 緑化計画図

生物・生態系
評価書資料編に追記



計画地

● 樹木

区界

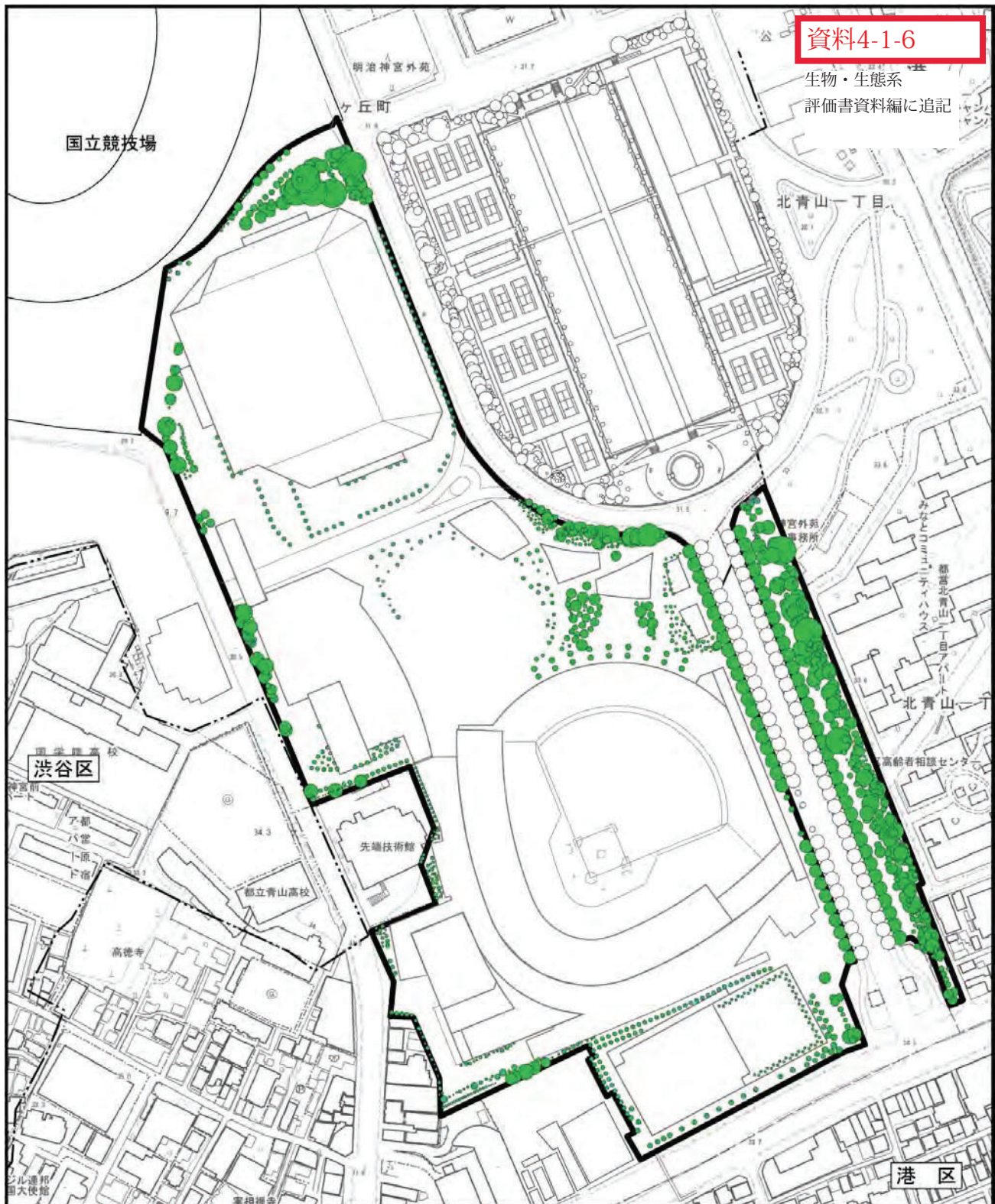

$$S = 1/4,000$$

図2.4-3(1) 樹木の分布状況(建設前)

資料4-1-6

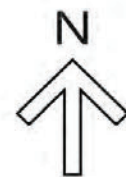
生物・生態系

評価書資料編に追記



凡 例

- 計画地
 ● 樹木
- 区界



S=1/4,000

0 40 80 120m

注) 計画については今後変更の可能性がある。

図2.4-3(2) 樹木の分布状況(建設後)



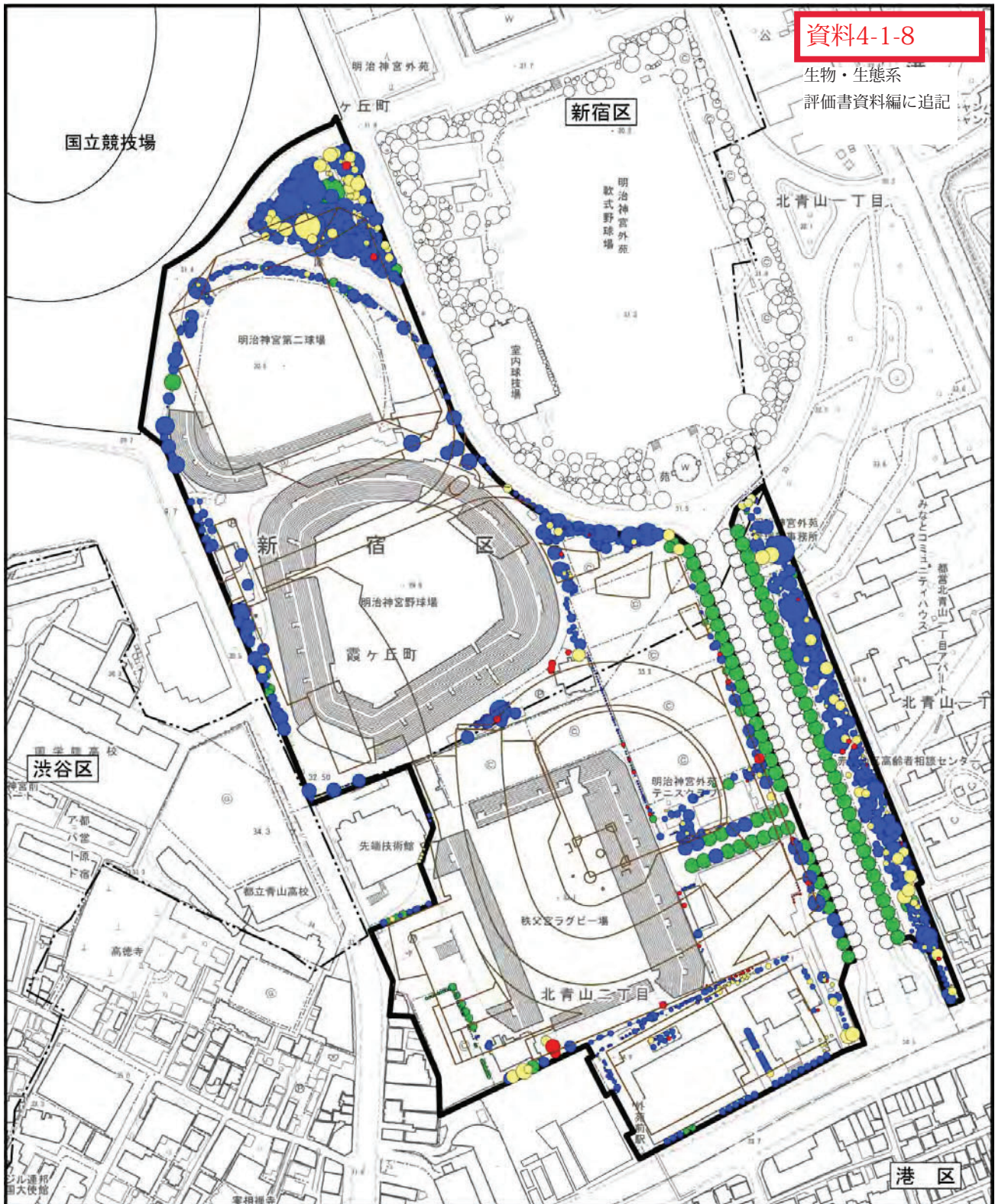
図 2.4-7(1) 中央広場と絵画館前広場をつなぐ広場（平面イメージ）



図 2.4-6(1) 中央広場と絵画館前広場をつなぐ広場（パース）

資料4-1-8

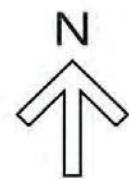
生物・生態系
評価書資料編に追記



凡 例

- | | | | |
|--|-----|--|------|
| | 計画地 | | 活力度A |
| | 区界 | | 活力度B |
| | | | 活力度C |
| | | | 活力度D |

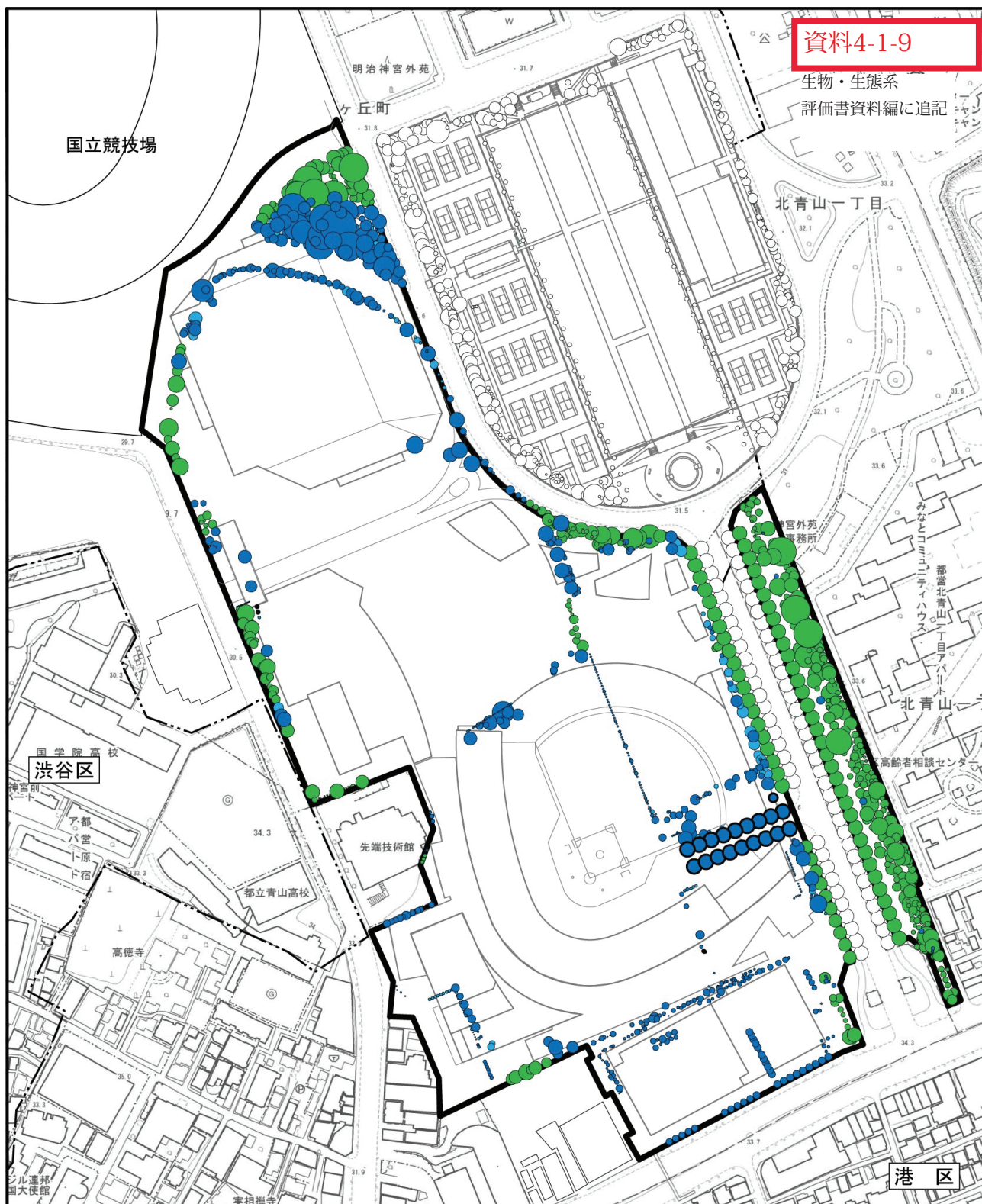
注1) 茶色の線は計画建築物等の概形線を示す。
注2) 計画については今後変更の可能性がある。



S=1/4,000

0 40 80 120m

図2.4-4 樹木の分布状況(活力度別)



凡 例

- | | | | |
|---|-----|---|------|
| | 計画地 | ● | 保存樹木 |
| | 区界 | ● | 移植樹木 |
| | | ● | 伐採樹木 |

注1) 計画については今後変更の可能性がある。
 注2) 評価書本編で示す存置、移植、伐採数とは異なる。
 注3) 太線の丸で示す樹木は移植を検討している樹木である。



S = 1 / 4,000

0 40 80 120m

図2.4-5 保存、移植、伐採樹木の分布状況



注) 計画については今後変更となる可能性がある。

図 2.4-7 完成イメージ（絵画館前広場の完成後を含む）

表2.4-15 存置及び移植により保存する樹木の本数（現時点、計画地内）

活力度	存置	移植	伐採	合計
A	146	29	45	220
B	355	72	467	894
C	100	5	122	227
D	14	0	26	40
合計	616	106	659	1,381

注 1) 樹木の本数は図 2.4-5 と対応する。

注 2) 現時点における計画本数。ただし、現時点から工事の施行時点までの間に腐朽などの生育が健全でないものが出てくるおそれがあるため、本編では存置・移植のうち活力度 A 及び B のものについては 3 割程度減らした本数とし、活力度 C 及び D のものについては全て伐採樹木として扱った。

険を回避するため原則伐採する計画である。存置及び移植、伐採する樹木についての考え方は表 8.6-29 に、その考え方に基づき算定した本数は表 8.6-30 に示すとおりである。なお、建設前後の樹木の分布状況は、資料編 p. 202～205 に示した。

また、青山二丁目交差点から聖徳記念絵画館前へと続く特例都道四谷角筈線沿いの 4 列のいちょう並木については、図 8.6-4 (p. 320 参照) に示すとおり、全てを保存する計画である。

一方、秩父宮ラグビー場東側の港区道沿いのイチョウについては、建築計画と重なるため存置することはできない。これらの樹木は、活力度 A、活力度 B であるにもかかわらず、枝や幹に腐朽がみられるものや、歩道の植樹帯という限られた空間で根が十分に伸長できていない等、生育が健全とはいえないものも多く確認されており、移植は難しいと考えられる。しかしながら、今後詳細な調査を行い、移植または伐採の可否を検討する。

イチョウ以外の既存樹木についても、今後詳細な事業計画を検討する中で活力度等を勘案し、移植の可否を検討する計画である。

以上を踏まえ、既存樹木を可能な限り存置・移植により活用するとともに、計画地中央部に開放的な広場空間を整備し、歩行者動線とも連携し、高木や芝生を配置する緑化を行う計画としている（図 8.6-4 及び資料編 p. 201 参照）。なお、既存樹木を伐採する場合は、「東京都風致地区条例」に基づき伐採と同等の本数を新規に植栽する計画である。

事業の実施にあたっては、保存するいちょう並木の生育に影響が及ばないように、計画建物の地下躯体の配置等に配慮するとともに、既存（移植）樹木の根周りが歩行者等により踏み固められないよう、歩行可能な場所を限定し、樹木の保全に努める。

あわせて、樹木の移植及び新植にあたっては、植付に適した時期に留意するとともに、事前に適切な時期に必要な応じて根回しを行う。さらに、工事の施行にあたっては存置する既存樹木を傷つけないよう、建設機械の配置等に留意するよう施工会社に対して指導する。

したがって、既存樹木について、一定程度の改変（消失）は免れないが、計画地内で最も緑量が多い緑地（並木東側）を保全しつつ、保存樹木に配慮する計画としており、著しい影響は与えないと予測する。

表8.6-29 樹木の移植伐採選定の考え方

①	環境省指定の重点対策外来種や東京都環境局「植栽時における在来種選定ガイドライン(平成26年)」において生態系被害防止外来種リストに記載のある植物は伐採対象とする。
②	計画地内にある「記念樹」については、移植対象とする。ただし、移植先の確保が困難な場合は伐採を検討する。
③	上記①・②に該当しない樹木については、樹木匠による樹木活力度調査と施設計画を照らし、現時点での存置・移植・伐採対象樹木を決定している。伐採対象樹木は樹勢不良（活力度C、Dの樹木を含む）、樹木同士・現況建物等構造物との近接により、健全な根鉢の確保が困難なものを対象としているため、今後の詳細な調査により、健全な根鉢の確保が可能な樹木をより移植できるよう、また施設計画の深度化により樹木の扱いを再検討する。
④	樹木は生物であり、現時点から工事の施行時点までの間に腐朽などの生育が健全でないものが出てくるおそれがあるため、今後再検討を行い移植伐採について決定する。

表8.6-30 存置及び移植により保存する樹木の本数

活力度	存置	移植	伐採	合計
A	100	20	100	220
B	240	50	604	894
C	0	0	227	227
D	0	0	40	40
合計	340	70	971	1,381

注) 現時点から工事の施行時点までの間に腐朽などの生育が健全でないものが出てくるおそれがあるため、表 8.6-29 に示す考え方で算定した存置・移植の本数のうち活力度 A 及び B のものについては 3 割程度減らした本数とし、活力度 C 及び D のものについては全て伐採樹木として扱った。

8.6.4 評価

(1) 評価の指標

評価の指標は、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づく基本方針、「文化財保護法」に定める現状変更の制限、「東京における自然の保護と回復に関する条例」に定める規制を遵守すること等とした。

(2) 評価の結果

事業の実施に伴い、計画地内の動植物の生育・生息環境となる樹木等の伐採や土壌の改変が行われるが、計画地周辺の聖徳記念絵画館周辺、神宮外苑広場（御観兵榎）、新宿御苑、青山霊園、赤坂御用地等の生育・生息環境の改変は生じない。

工事の完了後には、新たに植栽された緑地が加わることにより、緑被率は19.8%となり、現況の16.0%を上回る。緑の体積は312,815m³となり、現況の346,284m³を下回るが、適切に管理育成を行う計画としており、緑の量の変化の内容及び程度は小さいと考える。

事業の実施にあたっては、計画地内で最も緑量の多い緑地（並木東側）や、神宮外苑広場（建国記念文庫）等の植栽樹は存置もしくは移植により極力保存するとともに、青山二丁目交差点から聖徳記念絵画館前へと続く特例都道四谷角筈線沿いの4列のいちよう並木を全て保存する計画としている。一方、建築計画と重なるため存置することは出来ない樹木については、今後詳細な事業計画を検討する中で活力度等を勘案し、移植の可否を検討する計画である。なお、記念樹であるユズリハ（1本が現存）については移植する計画であり、外来種であるトウネズミモチ（16本が現存）については伐採する計画である。

本事業においては、動植物の注目される種（アズマモグラ、ニホンカナヘビ）が確認されている並木東側の緑地を保存するとともに、文化交流施設棟やラグビー場の周辺の樹木の保全や新植等により、まとまりのある新たなみどりを計画するなど、可能な限り既存樹木の保存、移植利用を基本としつつ、計画地周辺に残存する緑地の構成種（神宮外苑創建時より植栽されているセイ・シラカシ樹群やケヤキ等を想定）を中心に植栽を行う。これにより、動植物の生息（育）環境に配慮した緑化計画により新たな緑地を創出することで、計画地周辺も含めた動植物の生息環境は維持保全されるものとする。

工事の施行にあたっては、保存するいちよう並木や神宮外苑広場（建国記念文庫）等の既存樹木の生育に影響が及ばないよう、計画建物の地下躯体の配置等に配慮するとともに、既存（移植）樹木の根周りが歩行者等により踏み固められないよう、歩行可能な場所を限定し、樹木の保全に努める。

あわせて、樹木の移植及び新植にあたっては、適切な植栽基盤を確保した上で植付に適した時期に留意するとともに、必要に応じて適期に根回しを行う。さらに、工事の施行にあたっては、存置する既存樹木を傷つけないよう、建設機械の配置等に留意するよう施工会社に対して指導する。

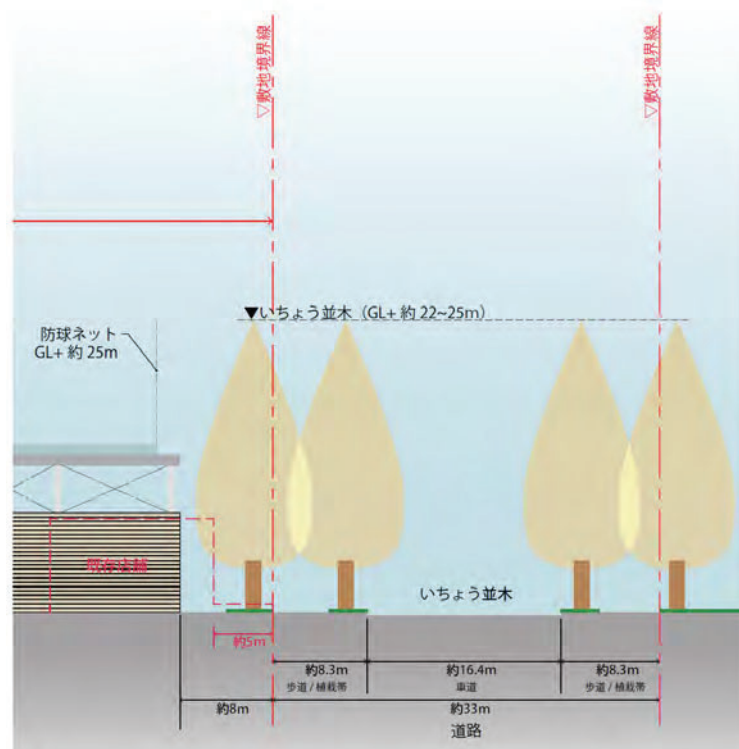
存置・移植した既存樹木及び新規に創出した緑地については、適切に管理育成を行っていくとともに、文化交流施設棟の高さを抑えることにより日照を確保することで緑の量が増加し、豊かな樹林が形成されるものとする。また、ラグビー場棟による神宮外苑広場（建国記念文庫）への日影の影響については、「8.7 日影」に記載の神宮外苑広場（建国記念文庫）から最も近い調査地点「写真 8.7-5 天空写真(No.5 地点 絵画館前交差点)」(p.346)において、樹木が最も生長する時期（夏至及び春・秋分）において日影とならないことから、日照は確保されるものとする。野球場棟の防球ネットによる青山二丁目交差点から聖徳記念絵画館前へと続く特例都道四谷角筈線沿いの4列のいちよう並木への日影の影響については、今後、防球ネットの詳細を検討す

る中で日影についても配慮し検討を行う。

以上のことから、新宿御苑から赤坂御用地へ連続するまとまりのあるみどりの骨格を形成する神宮外苑の豊かな自然環境は維持・保全される。したがって、周辺地域も含めた生物・生態系の現況は維持され、評価の指標を満足するものとする。

2.7 景観

2.7.1 代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度



注) 今後関係者との協議及び検討の深度化により変更の可能性がある。

図2.7-1(1) いちよう並木西側（野球場）の断面イメージ

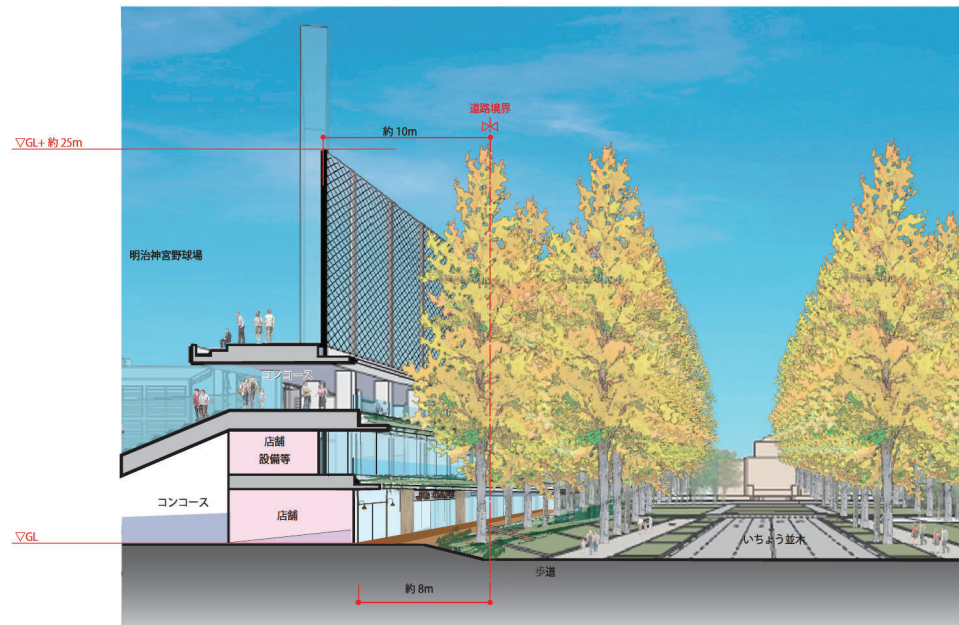


図2. 7-2 眺望の状況（青山二丁目交差点付近）

図2. 7-1, 図2. 7-2について

注1) 公園まちづくり提案書（2020年5月10日）時点のパースであり、計画については今後変更の可能性がある。

注2) 野球場棟外壁といちよう並木の離隔距離については安全性も考慮して決定する。



注) 計画については今後変更の可能性がある。

【参考】写真2.7-1 眺望の状況（青山二丁目交差点付近）



注) 計画については今後変更の可能性がある。

【参考】写真2.7-2 眺望の状況（噴水広場付近）

(5) 予測結果

1) 主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度

計画地が位置する港区及び新宿区は西から東にかけてなだらかに傾斜する武蔵野台地の東に位置しており、スポーツ・興行施設、公園・運動場等、事務所建築物、専用商業施設等が立地している。これらの施設は建て替えられ、新たに計画建築物が出現するが、スポーツ・興行施設、公園・運動場等、事務所建築物、専用商業施設等としての構成要素が改変されることはない。

また、計画地の一部は「明治神宮内外苑付近風致地区」に含まれ、青山二丁目交差点から聖徳記念絵画館前へと続く特例都道四谷角筈線沿いの4列のいちょう並木をはじめとした既存樹木が分布し、良好な自然的景観が維持されており、計画地東側には赤坂御用地、南側には青山霊園、北西側には新宿御苑など、豊富な自然・歴史資源にも恵まれ、市街地の中でありながら緑豊かな景観が形成されている。これらの緑地のうち計画地内については改変を行うものの、既存樹の一部を存置・移植するとともに、新たな緑地を創出することにより、計画地外の緑地も含めた緑豊かな景観が維持される計画である。

工事の完了後には、高層建築物等を含む近代的な建築物が建設されるとともに、多種多様な活動を促す開放的な広場空間が整備され、既存樹木の存置・移植や新植により、地区特性に応じたメリハリのある、まとまった緑の空間が創出される。

2) 代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度

代表的な眺望地点からの、現況と工事の完了後の眺望の変化の程度は、写真 8.10-1～11 に示すとおりである。なお、青山二丁目交差点から聖徳記念絵画館前へと続く特例都道四谷角筈線沿いの4列のいちょう並木の眺望について、いちょう並木と野球場棟との位置関係及び青山二丁目交差点からの眺望パースを資料編 p.239 に示した。

計画地の現況はスポーツ・興行施設、事務所建築物、飲食店舗等が立地している。本事業の実施により、高さ約 190m 及び約 185m の高層建築物及び新たなスポーツ・興業施設、宿泊施設が出現する。

さらに、計画地内には新規緑地を創出するとともに、既存樹木の保存、移植利用も行うことにより、緑豊かな景観が維持される計画である。

2) 代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度

近景域においては、計画建築物が視野に占める割合は大きく、より都市的な眺望が出現するものと考えられる。なお、神宮外苑広場（建国記念文庫）等のまとまった樹木がある場所からは、樹木の存在によりラグビー場棟などの計画建築物は眺望できないと考えられる。また、野球場棟のフェンス等の高さについてはいちょう並木の高さに配慮することにより、青山二丁目交差点からの眺望に著しい影響を与えない計画としている。

中景域～遠景域においては、一部の地点では計画建築物が新たな都市的な景観要素となり、明治神宮外苑地区の新たな顔として眺望景観を形成するものと考えられる。

以上のことから、代表的な眺望地点からの景観については、現況のまとまりのある緑も維持・保全されており、「港区景観計画」に示されている「青山通り周辺景観形成特別地区」、「神宮外苑銀杏並木周辺景観形成特別地区」の景観形成の目標、「新宿区景観形成ガイドライン」に示されている「新宿御苑みどり眺望保全地区」の景観形成の目標及び「渋谷区景観計画」に示されている文化・事業活動等の特性に応じた景観形成等の基本理念との整合が図られるものとする。

3) 圧迫感の変化の程度

圧迫感の指標である形態率は、現況と比較して最大 10.87 ポイント程度増加するものと考えられる。

計画建築物の配置にあたっては、敷地境界から一定の距離をとり、色彩は、「東京都景観色彩ガイドライン」、「港区景観計画」及び「新宿区景観形成ガイドライン」に適合したものとする。

計画地及びその周辺には、高木等、歩行者動線とも連携した緑化を行い、地区特性に応じたメリハリのある緑化を推進する（図 8.10-3）。これらにより、計画建築物による圧迫感の低減に努める。

以上のことから、圧迫感に対する軽減が図られ、評価の指標を満足するものとする。



図 8.10-3 緑化のイメージ（広場）

2) 地形等の状況

地形の状況については、「8.4 地盤 8.4.1 現況調査 (4) 調査結果 1) 地盤の状況 ア. 地形の状況」(p. 251) に示したとおりである。

計画地が位置する港区及び新宿区は西から東にかけてなだらかに傾斜する武蔵野台地の東に位置している。計画地及びその周辺は、地盤面が T.P. +30.0m 前後の概ね平坦な地形となっている。

3) 土地利用の状況

計画地及びその周辺における土地利用の状況は、「8.1 大気汚染 8.1.1 現況調査 (4) 調査結果 4) 土地利用の状況」(p. 76) に示したとおりである。

計画地及びその周辺は、明治神宮外苑創建当初の頃から現在に至るまでの時代の変化・ニーズ等に対応する中で整備されたスポーツ・興行施設、公園・運動場等、事務所建築物、専用商業施設等が立地しており、青山二丁目交差点から聖徳記念絵画館前へと続く特例都道四谷角筈線沿いの特徴的な4列のいちよう並木や、緑地(並木東側)及び神宮外苑広場(建国記念文庫)といったまとまった緑が現在に至るまで存在している(8.12-4(1)～(2)参照)。創建時は絵画館前の芝生広場を中心にスポーツ施設や緑地、広場が取り囲む環境であった。

計画地及び計画地周辺は明治神宮外苑、国立競技場等のスポーツ・興業施設、新宿御苑、青山霊園等の公園・運動場等が多く存在する地域である。

計画地北東側に聖徳記念絵画館、東側に青山中学校、西側に青山高等学校及び國學院高等学校等の教育文化施設が立地し、計画地南側の一般国道246号(青山通り)沿いは事務所建築物が大半を占めており、その他の地域は集合住宅や独立住宅、専用商業施設、住商併用建築物等から構成されている。



図 8.12-4(1) 創建時の明治神宮外苑



①竣工時のイチョウ並木 青山正門より絵画館を臨む



②芝生地西側より絵画館を臨む



③絵画館玄関より青山正門を臨む



④連絡道路口より絵画館を臨む

注) 丸内の番号は図 8.12-4(1) に対応する。)

図 8.12-4(2) 創建時の明治神宮外苑

4) 自然との触れ合い活動の場に係る計画等

自然との触れ合い活動の場に関する東京都等の計画等については、表 8.12-8(1)～(3)に示すとおりである。

表 8.12-8(1) 自然との触れ合い活動の場に関する計画等

関係計画等	目標・施策等
東京都市計画地区計画 神宮外苑地区地区計画	(地区計画の目標) 本地区は、大正期に整備された神宮外苑の都市構造を基盤として、風格のある都市景観と苑内の樹林による豊かな自然環境を有している。また、昭和 39 年の東京オリンピックの主会場となった国立霞ヶ丘競技場をはじめとした日本を代表するスポーツ施設が多く集積し、国民や競技者がスポーツに親しむ一大拠点を形成している地区であり、「2020 年の東京」計画（2011 年 12 月策定）において、「スポーツクラスター」として、集客力の高い、にぎわいと活力のあるまちの再生が方向付けられている。今後、国立霞ヶ丘競技場の建替えを契機として、地区内のスポーツ施設等の建替えを促進し、国内外から多くの人を訪れる世界的競技大会の開催が可能となるスポーツ拠点を創造する。また、神宮外苑いちょう並木から明治神宮聖徳記念絵画館を正面に臨む首都東京の象徴となる景観を保全するとともに、神宮外苑地区一帯において、緑豊かな風格ある景観の創出、バリアフリー化された歩行者空間の整備など、成熟した都市・東京の新しい魅力となるまちづくりを推進する。 (後略)

8.12.4 評価

(1) 評価の指標

評価の指標は「東京都及び港区、新宿区、渋谷区が定めた計画、要綱等の中で設定している自然との触れ合い活動の場に関する目標、方針」とした。

(2) 評価の結果

1) 自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度

本事業の工事中には、自然との触れ合い活動の場までの利用経路のうち、いちよう並木を通る経路及びいちよう並木を経由し聖徳記念絵画館へ至る経路と工事用車両の出入り動線と交差することにより、利用者への影響が考えられるが、工事用車両の出入口に交通整理員を配置することにより、周囲の歩道の円滑な通行を確保する計画である。

工事の施行にあたっては、保存するいちよう並木の生育に影響が及ばないよう、計画建物の地下躯体の配置等に留意するとともに、既存（移植）樹木の根周りが歩行者により踏み固められないよう、歩行可能な場所を限定し、樹木の保全に努める。あわせて、既存樹木の移植等に際して周辺の歩道が通行できなくなる場合は迂回路を設置し、歩行者の通行に支障がないよう配慮する。

以上のことから、自然との触れ合い活動の場までの利用経路に著しい影響を及ぼすことはなく、評価の指標を満足するものとする。

2) 自然との触れ合い活動の場の持つ機能の変化の程度

創建当初からの歴史を継承し、絵画館前広場を中心にそれを取り囲むスポーツ施設や緑地、広場を再生、創出する計画である。

本事業の実施により、神宮外苑広場（建国記念文庫）等、明治神宮外苑の一部が改変されるが、工事の施行にあたっては創建当初から存在する青山二丁目交差点から聖徳記念絵画館へと続く4列のいちよう並木や、緑地（並木東側）や神宮外苑広場（建国記念文庫）といったまとまった緑が現在に至るまで存在しており、これらの既存樹木を存置もしくは移植により極力残し、自然との触れ合いの場の保全に努める計画である。

さらに、本事業では、計画地中央に、芝生及び高木植栽による緑豊かなまとまりのある広場空間を整備する。これにより、再整備を行う神宮外苑広場（建国記念文庫）とともに、その周辺の文化交流施設棟やラグビー場棟等も一体で利用できるまとまりのある緑空間が創出される。緑化にあたっては、可能な限り既存樹木の保存、移植利用を基本としつつ、計画地周辺に残存する緑地の構成種を中心に植栽することで動植物の生息（育）に配慮するとともに、歩行者動線と連携し芝生や高木を配置し、新たな緑地を創出する計画である。この緑空間には四方からのアクセスが可能であり、計画施設の利用者、就業者のみならず、地域住民にとっても利用しやすい回遊性の高い自然との触れ合い活動の場になると考える。

あわせて、緑地（並木東側）の緑豊かな空間を維持し保全に努めるとともに、存置・移植した既存樹木及び新規に創出した緑地については、適切に管理育成を行っていくことで緑の量が増加し、豊かな樹林が形成されるものとする。

以上のことから、自然との触れ合い活動の場の持つ機能に著しい影響を及ぼすことはなく、評価の指標を満足するものとする。